

ニュースレター 10

2010

10月の第2月曜日は「体育の日」です。体を動かすにもよい季節になってきました。普段、運動不足だと感じている方は、たまには体を動かしてみてもいいのではないでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人フューチャースケープ

東京都港区高輪4丁目9-18

TEL : 03-5423-0668 / FAX : 03-5475-3546

www.futurescape.co.jp



年末調整の準備をはじめましょう

年末に向けて、お金の回収や支払、年末年始の休暇による配送準備等やるべきことはたくさんあります。特に、給料を支払っている役員、従業員に対する『年末調整』も控えていますので、スケジュール管理は普段以上に大切な時期でしょう。

年末調整の計算自体は12月に行いますが、準備は10月から既に始まります。今回は、10月に行っておくべき年末調整の事柄をお知らせしたいと思います。

平成22年分 年末調整スケジュール表 10月

まず、年末調整のスケジュールで10月に確認すべきことあるいは行っておくべきことを、以下の表で確認しましょう。

項目	確認すべき／行っておくべきこと
年調対象者の確認	<input type="checkbox"/> 年末調整の対象となる従業員や役員などの確認 <input type="checkbox"/> 対象者分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を確認 …書類がなければ用意します。
書類の準備	<input type="checkbox"/> 税務署から郵送される書類一式を準備 …国税庁HPからダウンロードして利用することもできます。 <input type="checkbox"/> 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 <input type="checkbox"/> 給与所得者の扶養控除等申告書(来年分)
対象者へ配布	<input type="checkbox"/> 給与所得者の扶養控除等申告書(今年分) …既に提出を受けている分は一旦返却し、本人に変動がないか確認してもらいましょう。 …変動の場合は赤字訂正をしてもらうと、変動事項が分かりやすく便利です。 <input type="checkbox"/> 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 …必要項目の記載と控除証明書の添付を指導しましょう。 <input type="checkbox"/> 給与所得者の扶養控除等申告書(来年分) …来年1月以降の給与を受取る人が対象です。 …提出期限は、原則、翌年最初に給与の支払を受けるときまでですが、この時点で記載、提出してもらうと事務の手間が減ります。

年末調整の対象となる人ならない人

10月に確認すべき最初の事柄は、年末調整の対象となる人とならない人の選別です。

年末調整の対象となる人には、各種書類の準備を行ってもらいますが、対象とならない場合には年末調整をする必要はありませんので、各種書類の準備や提出を行ってもらう必要はありません。対象となるか否かの選別は重要ですから、判断を誤らないようにしましょう。

年末調整の対象となる人、ならない人の選別は次の通りです。

対象となる／ならない	要件
年末調整の対象となる人	次のいずれの要件にも該当する人をいいます。 ①本年最後の給与の支払時に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人 …源泉徴収税額表の甲欄を適用して給与計算を行っている人を指します。 ②本年中の給与総額が2,000万円以下の人
年末調整の対象とならない人	上記以外の人 例 ・本年中の給与総額が2,000万円を超える人 ・源泉徴収税額表の乙欄や丙欄適用者 ・被災などにより源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた人 ・本年の途中で退職した人(一定の人を除く)など ⇒このような人たちは、確定申告をすることで所得税が精算されます。

年末調整を行う時期

本年の途中で次のような事由に該当した人は年末調整をする必要があります。

ただし、通常のようなその年の最後の給与を支払うときに年末調整をするのではなく、それぞれ次のときに年末調整をすることになっています。

事由	年末調整を実施するとき
死亡退職した人	退職したとき
著しい心身障害のために退職した人で、本年中に再就職が不可能と認められる人	
退職したいいわゆるパートタイマーなどの働き方をしている人のうち、年間の給与総額が103万円以下で、かつ、本年中に再就職をすると見込まれない人	
非居住者となった人	非居住者となったとき

特に最近では、中小企業であっても海外進出が目覚ましく、海外子会社へ出向、海外の駐在員事務所へ赴任するなど、年の途中で非居住者となる人が多くいらっしゃいます。このような人の場合には、非居住者となったときに年末調整をします。通常の年末調整と実施時期が異なりますので、注意しましょう。





労務情報

従業員がマイカー通勤をする際の注意点

都市部以外の地域では、多くの従業員がマイカーで通勤をしていますが、マイカー通勤においては従業員本人が事故を起こしたり、あるいは事故に巻き込まれるリスクを避けることができません。マイカーでの通勤途上における事故は本来的に従業員本人にその責任が及ぶものですが、企業にとっては従業員がマイカーで通勤することにより事業活動を行うことができ、それに基づいて企業の利益を得るという密接な関係があることから、事故が発生した際には企業も使用者として一定の責任を問われることがあります。そのため、企業のリスク管理としては、マイカー通勤は一定の基準に基づく許可制を採るなどのルールづくりが求められます。以下では、従業員がマイカー通勤をする際の注意点について解説します。

①一定の任意保険加入などの条件に基づく許可制が原則

一定の確率で従業員が事故を起こしてしまうリスクを考えると、マイカー通勤者に対して任意保険への加入を前提とした許可制とすることが重要になります。任意保険の基準としては対人：無制限 対物：1億円以上といった補償額が目安になります。具体的には申請時に任意保険の保険証のコピーを必ず添付させ、その補償内容の確認を行います。

②許可制の運用方法

この許可制の運用においては、煩雑になりがちですが、例えば1年間で期限を区切り、更新の手続を行うという対応が望まれます。実際に、交通違反等により運転免許証の取消しや停止となっているにも関わらず、従業員が会社に報告せず、そのままマイカー通勤しているケースや任意保険が失効しているといったケースも見られます。このような状況でも事故が発生した場合、企業としての使用者責任などが問われかねないことから、毎年1回更新の手続を行い、任意保険の保険証のコピーと併せて、運転免許証の確認などを行うことが求められます。

また事業所で駐車場を用意できない場合については、勤務中に駐車しておく駐車場の契約書の写しなどを提出させ、路上駐車によって近隣住民に迷惑を掛けないような配慮も求められます。

③ガソリン代の取扱い

通勤手当は企業ごとにルールを決めて支給するものではありませんが、最近はガソリン代が高騰することが多くなっていることから、「往復通勤距離÷想定燃費×実勢ガソリン単価×平均所定労働日数」といった算式に基づき、定期的に通勤手当を見直す例が増加しています。

なお、燃費については国土交通省、ガソリン単価については石油情報センターなどからデータが公表されていますので、そうした客観的資料を活用することで、従業員の納得感を高めることもできるでしょう。

(*) 国土交通省 燃費一覧について

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/nenpi/nenpulist/nenpulist.html>

石油情報センター 最新価格情報

<http://oil-info.ieej.or.jp/>





経営情報

経営計画には 何を盛り込みますか？

金融機関と良い関係を築くには

一般的に中小企業は大企業に比べて資金調達力が弱く、その手段は金融機関からの借入に頼る部分が非常に大きくなっています。そのため、メインバンクはもちろん、取引先金融機関との関係は常に良好にしておく必要があります。

金融機関と良好な関係を築く方法の一つとして、試算表や経営計画など自社の情報を積極的に開示することが挙げられます。さらに、情報を開示するだけでなく内容的にもよいものを提供することで、さらなる関係の強化を目指したいものです。

このことに関連して、中小企業庁が平成22年4月に発表した「2010年版中小企業白書」(*)に興味深い数字が発表されています。それは、金融機関が企業の経営計画書に求める内容と中小企業の策定実態に関する数字です。金融機関が企業の経営計画書に何を求め、中小企業は経営計画に何を盛り込んでいるのか、をみてみましょう。

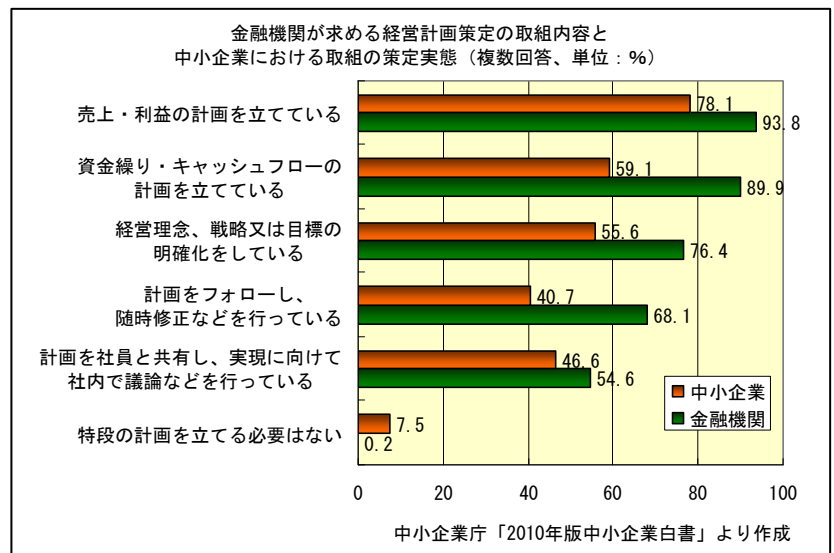
売上・利益・資金繰り・キャッシュフローが大切

上記の調査結果数字をまとめると、以下のグラフのようになります。

金融機関は、「売上・利益の計画を立てている」こと、「資金繰り・キャッシュフローの計画を立てている」ことを重視する割合が高いことがわかります。

一方、企業の策定実態をみると、最も策定している割合が高い「売上・利益の計画を立てている」ですら、80%に達していません。さらに、金融機関が2番目に重視している「資金繰り・キャッシュフローの計画を立てている」割合は59.1%と一層少なくなっています。

この「資金繰り・キャッシュフローの計画を立てている」という項目については、金融機関の求める割合と中小企業の実施割合の差が最も大きくなっています。ということは、このギャップを埋めることが、金融機関との関係をさらに良好にするポイントの一つとなりそうです。



なお、経営計画は策定しただけでは意味がありません。計画を実行し、検証し、修正すべき点は修正し、さらに実行していくというサイクルを繰り返していくことが重要なものでもあります。上記調査結果では「計画をフォローし、随時修正などを行っている」ことは、金融機関が求める内容となっているものの、実施している調査対象中小企業は40%程度に留まっていますので、要注意です。

(*) 「2010年版中小企業白書」第一部第二章第2節 1 中小企業金融対策のコラム1-2-7より
詳細は以下の中小企業庁のサイトでご確認ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h22/h22/index.html>



医薬情報

1回に500円安くなるなら、後発医薬品を選びますか？

後発医薬品の使用の際に必要なこと

厚生労働省が平成22年6月に公開したある調査結果（*）によると、患者さんが後発医薬品を使うにあたり必要なことだと回答した項目の上位3つ（複数回答）は、効果があること（69.7%）、窓口で支払う薬代が安くなること（67.2%）、副作用の不安が少ないこと（58.7%）でした。

後発医薬品にも効果を求めるのは当然ですし、副作用の不安が少ないことも重要な選択ポイントです。では、1回に支払う金額がどの程度安くなったら後発医薬品を使いたいと考えるのでしょうか。

ここでは、患者さんが後発医薬品を使いたいと考える安さに関するデータを紹介します。

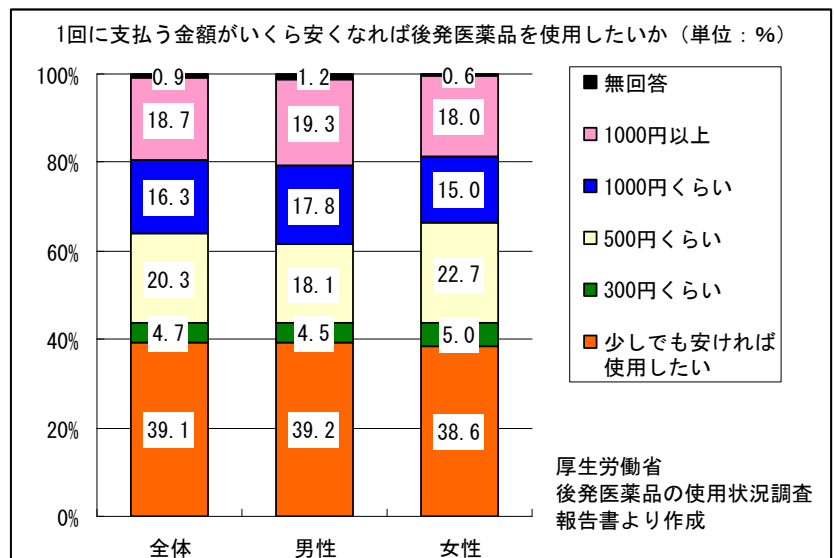
少しでも安ければ使いたいという人が全体の約40%

上記調査結果で、「窓口で支払う薬代が安くなること」と回答した人（680人）に対して、1回に支払う金額がいくら安くなれば後発医薬品を使用したいか、を聞いた結果が下のグラフです。

「少しでも安ければ使用したい」と回答した割合が、全体の約40%を占めています。この割合は、年齢が高くなるにつれて高くなる傾向がみられます。年齢を重ねると、医療機関に通院する人が増えてきます。薬代が負担と感じる人も増えるでしょうから、少しでも安ければ使いたいと考える人が多くなるのでしょうか。

そして、300円くらい、500円くらい、と回答した割合まで含めると、全体で64.1%となります。この割合を男女別にみると、女性が66.3%で男性の61.8%より高くなっています。このように、500円くらい安くなれば、後発医薬品を使用したいと考える割合が60%を超えることがわかります。

この結果を見る限り、500円という金額が、患者さんが後発医薬品を使ってもよいと考える安さの目安になるのかもしれませんが。



（*）診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成21年度調査）後発医薬品の使用状況調査報告書
調査日に、調査対象保険薬局に処方せんを持って来局した患者を対象にした調査。ただし、1施設につき最大4名の患者を対象（4名の内訳は65歳以上の男性・女性各1名、65歳未満の男性・女性各1名）。調査実施時期は平成21年7月～平成21年8月。有効回答人数は1,012人。

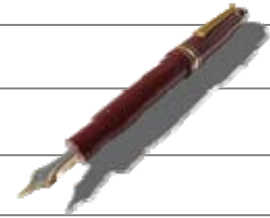
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/dl/s0602-3j.pdf>

年末年始は、大きな資金が支出する時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。
特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2010年10月

お仕事備忘録

- 1. 年末にかけての資金繰り計画
- 2. 労働保険料第2期分の納付(延納申請した場合)
- 3. 労働者死傷病(軽度)報告提出
- 4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除
- 5. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります
- 6. 冬季賞与の資料・情報収集
- 7. 歳暮・年賀状の準備開始



1. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけては、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？ぜひ資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収推進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

2. 労働保険料第2期分の納付(延納申請した場合)

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。

今月は第2期分の納付期限です。(納付期限である10月31日は日曜日のため、11月1日が納付期限です。)

3. 労働者死傷病(軽度)報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が5日以上の場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月(4・7・10・1月)末までに届ける必要があります。

今月は7月から9月分の報告となります。(提出期限である10月31日は日曜日のため、11月1日が提出期限です。)

また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、社員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

また、平成22年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料率表を確認ください。

5. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

6. 冬季賞与の資料・情報収集

冬の賞与支給に向けて、情報収集をおこないましょう。

各機関から資料・情報収集、会社の業績資料より原資を検討、部門・個別評価と配分の決定等の準備を進めましょう。

7. 歳暮・年賀状の準備開始

10月は年末年始のご挨拶の準備に取り掛かる時期です。

昨年の実績、今年の中元の発送先を洗い出してどこに歳暮を送るのか、住所やあて先の氏名、役職名の変更はないのかなど、担当者等と連絡を取り合って確認をします。

また、例年11月頃にはお年玉つき年賀はがきが発売されます。

各部門に必要な枚数を確認すると同時に、今年の発送実績をまとめ、来年も発送するのか、喪中先はないのかなどのチェックをはじめましょう。

歳暮・年賀状とも同時進行ですすめていかなければならないため、少しでも余裕をもてるようこの時期からはじめるのが得策です。



今月は、労働保険の延納第2期分の納付月です。納付を忘れないようにしましょう。また業務災害が発生した場合の報告書の提出時期でもあります。いずれも曜日の関係で11月1日が期限ですが、早めに行いましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	金	先勝	●全国労働衛生週間（～7日（木）まで） ●大学生への採用内定の通知開始
2	土	友引	
3	日	先負	
4	月	仏滅	
5	火	大安	
6	水	赤口	
7	木	先勝	
8	金	先負	寒露
9	土	仏滅	
10	日	大安	
11	月	赤口	体育の日
12	火	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	水	友引	
14	木	先負	
15	金	仏滅	
16	土	大安	
17	日	赤口	
18	月	先勝	
19	火	友引	
20	水	先負	
21	木	仏滅	
22	金	大安	
23	土	赤口	霜降
24	日	先勝	
25	月	友引	
26	火	先負	
27	水	仏滅	
28	木	大安	
29	金	赤口	
30	土	先勝	
31	日	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分）（11月1日期限） ●労働保険料の納付（第2期分）（11月1日期限） ●労働者死傷病（軽度）報告提出（11月1日期限） ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで